様式第２号（第４条関係）

年　　　月　　　日

介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費

受領委任払制度に係る取扱確約書

瑞浪市長　様

届出者　住　　所

事業者名

代表者名

介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払制度の取扱いを申し出るにあたり、次の事項を遵守することを確約します。

記

１　福祉用具販売及び住宅改修の提供に関しては、関係法令及び瑞浪市介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払実施要綱等を遵守すること。

２　福祉用具販売及び住宅改修を行うにあたっては、瑞浪市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者その他関係機関との連携に努めること。

３　正当な理由なく、介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払制度の利用を拒まないこと。

４　居宅要介護被保険者等から、当該福祉用具販売及び住宅改修について介護保険福祉

用具購入費及び住宅改修費受領委任払い制度にて取り扱うことを求められた場合には、居宅要介護被保険者等の提示する介護保険被保険者証によって被保険者資格、要介護認定等の有無、要介護認定等の有効期限及び介護保険の給付制限に関する規定を受けていないことを確認すること。

５　福祉用具販売及び住宅改修並びに受領委任に関して瑞浪市から必要な指示があった場合は、誠意をもって対応すること。

６　居宅要介護被保険者等が、次の事項に該当する場合には、遅滞なくその旨を瑞浪市に通知すること。

（１）不正な行為により、保険請求を受け、又は受けようとしたとき。

（２）正当な理由なく、当該福祉用具購入及び住宅改修を行うにあたって必要な手続き等に関して協力しないとき。

７　事業所の職員又は職員であった者に対して、業務上知り得た居宅要介護被保険者等及びその家族の秘密を他に漏らさないこと。

８　居宅要介護被保険者等からの苦情又は相談があった場合は、居宅要介護被保険者等の立場を考慮しながら、誠意をもって苦情処理を行うこと。また、事業者において処理し得ない内容については、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を検討し、対処すること。

９　福祉用具販売及び住宅改修の施工に伴い、事業者の責めに帰す理由により、居宅要介護被保険者等の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、居宅要介護被保険者等に対してその損害を賠償すること。

１０　住宅改修については、事前申請承認通知書に記載されている自己負担額の支払いを居宅要介護被保険者等より受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、工事完了及び自己負担金の受領後、居宅要介護被保険者等へ領収書を発行すること。また、あわせて住宅改修費工事内訳書等を発行すること。

１１　この遵守事項に違反した場合又は不正な手段により事業者登録を届け出た場合、市長が直ちに当該登録を取り消しすること、また、以後市長が定める取消期間中は登録を受けることができないことについて、異議を唱えないこと。

１２　福祉用具販売及び住宅改修に関する記録を整備し、福祉用具販売及び住宅改修の完了の日から５年間保存すること。